

PTA 役員(含む会計監事)候補者選考委員会規程

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は PTA 役員及び会計監事候補者選考委員会(以下選考委員会とする)という。

第2条 本委員会は大田区馬込小学校 PTA 会則第七章第十七条の七に記載される「臨時委員会」に属する。

(目的)

第3条 本委員会は PTA 役員及び会計監事の選考を目的とする。

第2章 目的

(委員の選出)

第1条 各学年より選考委員を選出する。(1・6年生を除く)

第2条 学校側より副校長が委員にあたる。

第3条 選考委員の互選により、リーダーを選出する。

(任期)

第4条 選考委員の任期は1年とし、再任は妨げない。但し、選考リーダーは引き続き3年をこえて留任することはできない。

(兼任及び欠員について)

第5条 選考委員は公選 PTA 役員及び会計監事の候補者になることはできない。

第6条 選考委員は、その活動に支障がない場合は、他の委員会の委員を兼ねることができる。但し、2学年以上の選考委員を兼任することはできない。

第7条 PTA 会則第五章第十条により、PTA 役員及び会計監事は選考委員になることはできない。

第8条 年度途中で選考委員に欠員を生じた場合、当該学級にて新たに1名を選出することができる。

第3章 活動

第1条 選考委員会は、選考リーダーがこれを招集する。

第2条 選考委員会の活動は、原則として2学期(9月)からとする。

第3条 選考委員会には、リーダーからの要請があれば、PTA 会長・顧問・副会長・前年度選考リーダーが出席することができる。

(選考方法)

第4条 PTA 役員及び会計監事選考方法は全会員からの推薦方式とし、各 PTA 役員、会計監事の候補者の中からその定数を選出する。

第5条 選考委員会は、候補者の同意を得た上、氏名・所属学年・学級を会員に公示し、総会での承認を得ることとする。

第6条 選考委員会は、選出について一切の責任を持ち、総会においての PTA 役員及び会計監事の承認と同時に

解散する。

第4章 その他

第1条 年度途中 PTA 役員及び会計監事に欠員が生じた場合、会長の場合は運営委員会の推薦により副会長が昇格する。他の役員・会計監事の場合は会員の中から選考・補充する。但し、任期の残り期間によっては欠員のままでもよい。

付則

第1条 この選考規定は平成11年9月4日より施行する。

平成12年4月24日一部改正

平成16年3月11日一部改正

平成17年3月11日一部改正

平成20年3月12日一部改正

平成22年2月12日一部改正

平成27年3月9日一部改正

令和2年10月9日一部改訂